

目次

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 章～第 12 章 (省略)	(同左)
第 13 章 更正、決定等事務	第 13 章 更正、決定等事務
個 003～個 035 (省略)	(同左)
<u>(削除)</u>	<u>個 037 更正決定等決議書(分離課税の土地等の事業所得・雑所得の税額計算書/付表の四)..... 17</u>
個 039～個 049	(同左)
個 050 <u>更正決定等決議書(先物取引に係る雑所得等の計算書兼翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書/付表の十一)..... 24</u>	<u>(新設)</u>
以下省略	(同左)

第4章 諸申請等の処理事務

改正後

所得税の更正の請求書関係

この欄には書かないでください。通信日付印の年月日 確認印 索引番号 番号

平成 年分所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業  
フリガナ 氏名 電話番号

平成 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類 申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日 年月日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

申告し又は処分の通知を受けた額		請求額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額
円		円	円		円
総合課税の所得金額	④に対する税額		④に対する税額		
	⑤に対する税額		⑤に対する税額		
	⑥に対する税額		⑥に対する税額		
計			計		
配当控除 投資・リース税額等の控除			配当控除 投資・リース税額等の控除		
住宅借入金等特別控除			住宅借入金等特別控除		
※ ②			※ ②		
※ ③			※ ③		
雑損控除			雑損控除		
医療費控除			医療費控除		
社会保険料控除			社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金			小規模企業共済等掛金		
生命保険料控除			生命保険料控除		
損害保険料控除			損害保険料控除		
障害者、高齢者 寡婦、寡夫、勤労学生			障害者、高齢者 寡婦、寡夫、勤労学生		
配偶者控除			配偶者控除		
配偶者特別控除			配偶者特別控除		
扶養控除		人	扶養控除		人
基礎控除			基礎控除		
合計			合計		
課税される額			課税される額		
①に対する金額	④		①に対する金額	④	
②に対する金額	⑤		②に対する金額	⑤	
③に対する金額	⑥		③に対する金額	⑥	
第3期分の税額			第3期分の税額		
納める税金 還付される税金			納める税金 還付される税金		
加算税			加算税		
申告加算税			申告加算税		
重加算税			重加算税		

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所 (銀行等の口座に振込みを希望する場合) (日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合)

銀 行 本店・支店 郵便貯金口座の記号番号  
金庫・組合 本所・支所  
農協・漁協  
預金 口座番号 郵便局

改正前

この欄には書かないでください。通信日付印の年月日 確認印 索引番号 番号

平成 年分所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業  
フリガナ 氏名 電話番号

平成 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類 申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日 年月日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

申告し又は処分の通知を受けた額		請求額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額
円		円	円		円
総合課税の所得金額	④に対する税額		④に対する税額		
	⑤に対する税額		⑤に対する税額		
	⑥に対する税額		⑥に対する税額		
計			計		
配当控除 投資・リース税額等の控除			配当控除 投資・リース税額等の控除		
住宅借入金(取得)等特別控除			住宅借入金(取得)等特別控除		
※ ②			※ ②		
※ ③			※ ③		
雑損控除			雑損控除		
医療費控除			医療費控除		
社会保険料控除			社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金			小規模企業共済等掛金		
生命保険料控除			生命保険料控除		
損害保険料控除			損害保険料控除		
障害者、高齢者 寡婦、寡夫、勤労学生			障害者、高齢者 寡婦、寡夫、勤労学生		
配偶者控除			配偶者控除		
配偶者特別控除			配偶者特別控除		
扶養控除		人	扶養控除		人
基礎控除			基礎控除		
合計			合計		
課税される額			課税される額		
①に対する金額	④		①に対する金額	④	
②に対する金額	⑤		②に対する金額	⑤	
③に対する金額	⑥		③に対する金額	⑥	
第3期分の税額			第3期分の税額		
納める税金 還付される税金			納める税金 還付される税金		
加算税			加算税		
申告加算税			申告加算税		
重加算税			重加算税		

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所 (銀行等の口座に振込みを希望する場合) (日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合)

銀 行 本店・支店 郵便貯金口座の記号番号  
金庫・組合 本所・支所  
農協・漁協  
預金 口座番号 郵便局

改正後

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書関係



この欄には書きかいてください

通信日付印の年月日	確認印	索引番号	番号
年 月 日			

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

税務署長 住所 (又は事業所、事務所、居所など) 職業

年 月 日 提出 フリガナ氏 電話番号

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還付請求金額 円

(下の還付請求金額の計算書の㉔の金額)

純損失の金額の生じた年分	年分	請求の事由(該当する文字を○で囲んでください)	左の事実の生じた年月日	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無
純損失の金額を繰戻す年分(繰戻しの金額の生じた年の前年分を書きます。)	年分	事業の 廃止 休止 譲渡 相続	休業期間	有・無

還付請求金額の計算書 (書き方は裏面に説明してあります。)

○申告書と一緒に提出してください。

平成 年分の金額		金額 円		金額 円	
A 純損失の金額	総所得	①		B 繰戻し前の金額	④
	その他	②		その他	⑤
	山林所得	③		山林所得	⑥
C 課税される金額	総所得	⑦		E 繰戻し後の所得課税額	⑩
	山林所得	⑧		山林所得	⑬
	退職所得	⑨		退職所得	⑭
D ⑦に対する税額	⑦に対する税額	⑩		F ⑩に対する税額	⑮
	⑧に対する税額	⑪		⑮に対する税額	⑰
	⑨に対する税額	⑫		⑯に対する税額	⑱
	計	⑬		計	⑲
定率減税相当額	⑬-⑭ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑮		⑲-⑳ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉑
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	⑯		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (⑮-⑳)と⑱のいずれか少ない方の金額)	㉒

千切り捨ててください。

還付される税金の受取場所

(銀行等の口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店

(日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合) 郵便貯金口座の記号番号

(郵便局窓口での受取りを希望する場合) 預金 口座番号 郵便局

改正前

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書関係



この欄には書きかいてください

通信日付印の年月日	確認印	索引番号	番号
年 月 日			

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

税務署長 住所 (又は事業所、事務所、居所など) 職業

年 月 日 提出 フリガナ氏 電話番号

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還付請求金額 円

(下の還付請求金額の計算書の㉔の金額)

純損失の金額の生じた年分	年分	請求の事由(該当する文字を○で囲んでください)	左の事実の生じた年月日	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無
純損失の金額を繰戻す年分(繰戻しの金額の生じた年の前年分を書きます。)	年分	事業の 廃止 休止 譲渡 相続	休業期間	有・無

還付請求金額の計算書 (書き方は裏面に説明してあります。)

○申告書と一緒に提出してください。

平成 年分の金額		金額 円		金額 円	
A 純損失の金額	総所得	①		B 繰戻し前の金額	④
	その他	②		その他	⑤
	山林所得	③		山林所得	⑥
C 課税される金額	総所得	⑦		E 繰戻し後の所得課税額	⑩
	山林所得	⑧		山林所得	⑬
	退職所得	⑨		退職所得	⑭
D ⑦に対する税額	⑦に対する税額	⑩		F ⑩に対する税額	⑮
	⑧に対する税額	⑪		⑮に対する税額	⑰
	⑨に対する税額	⑫		⑯に対する税額	⑱
	計	⑬		計	⑲
定率減税相当額	⑬-⑭ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑮		⑲-⑳ (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉑
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	⑯		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (⑮-⑳)と⑱のいずれか少ない方の金額)	㉒

千切り捨ててください。

還付される税金の受取場所

(銀行等の口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店

(日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合) 郵便貯金口座の記号番号

(郵便局窓口での受取りを希望する場合) 預金 口座番号 郵便局

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>書 き 方</b></p> <p>1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>(1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「平成 年分の純損失の金額」欄 空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。</p> <p>ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄 純損失の金額の内訳を書きます。 この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。</p> <p>ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄 「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。 なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。</p> <p>(2) 「前年分の税額」⑦～⑩の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑩欄及び「D Cに対する税額」⑪～⑬欄の各欄 純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰り戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。</p> <p>ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄 純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。</p> <p>(3) 「繰戻し額控除後の税額」⑰～⑲欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑰～⑲欄の各欄 「C 課税される所得金額」⑦～⑩から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。 なお、その差し引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>ロ 「F Eに対する税額」⑳～㉒欄の各欄 「⑰」～「⑲」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。 なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、</p> <p>① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、</p> <p>② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、口座の記号番号を、</p> <p>③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに便利な郵便局名を、</p> <p>書いてください。 なお、預貯金口座への振込みを希望される場合は、ご本人名義の口座に限ります。</p>	<p style="text-align: center;"><b>書 き 方</b></p> <p>1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>(1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「平成 年分の純損失の金額」欄 空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。</p> <p>ロ 「A 純損失の金額」①～⑤欄の各欄 純損失の金額の内訳を書きます。 この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。 なお、純損失の金額のうち総所得の損失のほか、次の所得の損失があるときは、「㉓」から「㉕」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。 これらの所得が2以上あるときは、㉑、㉒、㉓の順に書きます。</p> <p>(名称)</p> <p>㉑ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得 ……………「分離短期譲渡」</p> <p>㉒ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得 ……………「分離長期譲渡」</p> <p>㉓ 山林所得 ……………「山林」</p> <p>㉔ 退職所得 ……………「退職」</p> <p>ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄 純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。</p> <p>(3) 「繰戻し額控除後の税額」㉗～㉙欄の各欄は、次のように書いてください。</p> <p>イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」㉗～㉙欄の各欄 「C 課税される所得金額」⑭～⑯から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」⑥～⑧を差し引いた金額を書きます。 この場合、「㉑」から「㉕」の各欄の「所得」欄には、「㉑」から「㉕」の各欄に記載した所得の名称を書きます。 なお、その差し引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>ロ 「F Eに対する税額」㉚～㉜欄の各欄 「㉗」から「㉙」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。 なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、</p> <p>① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、</p> <p>② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、口座の記号番号を、</p> <p>③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに便利な郵便局名を、</p> <p>書いてください。 なお、預貯金口座への振込みを希望される場合は、ご本人名義の口座に限ります。</p>

所得税の青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出書関係

1 1 0 0

税務署受付印

所得税の青色申告承認申請書  
現金主義の所得計算による旨の届出書

納税地 住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で開んでください。)  
(TEL )

税務署長殿

上記以外の住所地・事業所等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。  
(TEL )

平成 年 月 日提出

フリガナ氏名 生年月日 大正昭和平成 年 月 日生

職業 フリガナ屋号

平成 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。  
なお、この申請が認められた場合は、不動産所得及び事業所得の金額の計算について「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたいので、あわせて届けます。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに書いてください。）  
名称 所在地  
名称 所在地

2 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無  
(1) 有（取消し・取りやめ） 年 月 日 (2) 無

3 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

4 相続による事業承継の有無  
(1) 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) 無

5 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前々年分の所得（前年12月31日現在で書いてください。）  
(1) 不動産所得 事業専従  
の金額 円 + 者控除額 円 = 円 (赤字のときは0)  
(2) 事業所得 事業専従  
の金額 円 + 者控除額 円 = 円 (赤字のときは0)  
(3) (1) + (2) = 円

6 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前年12月31日（年の途中で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額（裏面の記載欄に書いてください。）

7 その他参考事項  
(1) 備付帳簿名 現金式簡易帳簿・その他 ( )  
(2) その他

関与税理士 (TEL )

税務署欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
0							

1 1 0 0

税務署受付印

所得税の青色申告承認申請書  
現金主義の所得計算による旨の届出書

納税地 住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で開んでください。)  
(TEL )

税務署長殿

上記以外の住所地・事業所等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。  
(TEL )

平成 年 月 日提出

フリガナ氏名 生年月日 大正昭和平成 年 月 日生

職業 フリガナ屋号

平成 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。  
なお、この申請が認められた場合は、不動産所得及び事業所得の金額の計算について「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたいので、あわせて届けます。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに書いてください。）  
名称 所在地  
名称 所在地

2 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無  
(1) 有（取消し・取りやめ） 年 月 日 (2) 無

3 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

4 相続による事業承継の有無  
(1) 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) 無

5 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前々年分の所得（前年12月31日現在で書いてください。）  
(1) 不動産所得 事業専従  
の金額 円 + 者控除額 円 = 円 (赤字のときは0)  
(2) 事業所得 事業専従  
の金額 円 + 者控除額 円 = 円 (赤字のときは0)  
(3) (1) + (2) = 円

6 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前年12月31日（年の途中で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額（裏面の記載欄に書いてください。）

7 その他参考事項  
(1) 備付帳簿名 現金式簡易帳簿・その他 ( )  
(2) その他

記帳について（該当する項目を○で開んでください。）  
1 自分で記帳できる。(税理士に依頼する分を含む。)  
2 記帳指導を希望する。(無料)  
イ 日本税務協会 □ 商工会・商工会議所  
ハ 税理士 ニ 青色申告会  
ホ その他( )

関与税理士 (TEL )

税務署欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
0							

第13章 更正、決定等事務

改 正 後

更正決定等決議書（総所得金額等の計算書（損益通算用）/付表の一）関係

総所得金額等の計算書（通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦及び⑧の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 (損益通算用)

1 経常所得内の損益通算 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

所得の種類	通 算 前	損失額又は所得金額	
		円	円
A 経常所得	事業		①
	不動産		②
	利子		③
	配当		④
	給与		⑤
	雑		⑥
経常所得の合計額（①～⑥の合計額）			⑦

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	通 算 前	第1次通算後		特別控除額	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
		円	円			
B 譲渡・一時所得	短期					①
	長期					②
	一時					③
	合計					④

⑤欄には、通算後の譲渡所得の赤字があるとき、一時所得からその赤字を差し引いた金額が記載されています。

3 「経常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	通 算 前	第1次通算後			損失額又は所得金額
		円	円	円	
A 経常所得	①				⑦
B 譲渡・一時所得	短期	②			⑧
	長期	③			⑨
	一時	④			⑩
	合計	⑤			⑪
C 山林					⑫
D 退職					⑬

Aの赤字又はBの赤字は、まずBの黒字又はAの黒字から、次にC→Dの黒字の順に差し引いてあります。Cの赤字は、A→Bの黒字の順に差し引いてあります。

4 総所得金額等の赤字(純損失額)の内訳(被災事業用資産の損失額、変動所得の損失額及び(特定)居住用財産の譲渡損失の金額が内書きされています。)

総所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
円 △	円 △	円 △	円 △

5 総所得金額等の計算(前年からの純損失等の繰越控除は付表の二又は付表の九で計算してあります。)

	④ 通算後の所得金額	⑤ 特別控除額	⑥ 所得金額(④-⑤)
総所得	(⑦+⑧+⑨+⑩)× $\frac{1}{2}$		
所得			円
所得			
所得			

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改 正 前

総所得金額等の計算書（通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦及び⑧の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 (損益通算用)

1 経常所得内の損益通算 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

所得の種類	通 算 前	第1次通算後		第2次通算後		損失額又は所得金額
		円	円	円	円	
A 経常所得	事業					①
	不動産					②
	利子					③
	配当					④
	給与					⑤
	雑					⑥
経常所得の合計額（①～⑥の合計額）						⑦

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	通 算 前	第1次通算後		特別控除額	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
		円	円			
B 譲渡・一時所得	短期					①
	長期					②
	一時					③
	合計					④

⑤欄には、通算後の譲渡所得の赤字があるとき、一時所得からその赤字を差し引いた金額が記載されています。

3 「経常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	通 算 前	第1次通算後			損失額又は所得金額
		円	円	円	
A 分離事業・雑	①				⑧
分離以外の経常所得	②				⑨
B 譲渡・一時所得	短期	③			⑩
	長期	④			⑪
	一時	⑤			⑫
	合計	⑥			⑬
C 山林					⑭
D 退職					⑮

Aの赤字又はBの赤字は、まずBの黒字又はAの黒字から、次にC・Dの黒字の順に差し引いてあります。Cの赤字は、A→Bの黒字の順に差し引いてあります。

4 総所得金額等の赤字(純損失額)の内訳(被災事業用資産の損失額、変動所得の損失額及び(特定)居住用財産の譲渡損失の金額が内書きされています。)

総所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
円 △	円 △	円 △	円 △

5 総所得金額等の計算(前年からの純損失等の繰越控除は付表の二又は付表の九で計算してあります。)

	④ 通算後の所得金額	⑤ 特別控除額	⑥ 所得金額(④-⑤)
総所得	(⑧+⑨+⑩+⑪)× $\frac{1}{2}$		
所得			円
所得			
所得			

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改 正 後

更正決定等決議書（総所得金額等の計算書（純損失等の繰越控除用）／附表の二）関係

総所得金額等の計算書 （通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦及び⑧の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分

1 純損失の繰越控除

(1) 同一所得内の控除

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

	繰越控除前の 所得金額 ①	繰越純損失額 前年から繰り越 された純損失の 金額 ②	差 引 計 ③ (A - B)	④ の 金 額 ⑤ <small>（分離譲渡所得相互 間の赤字、黒字の 控除後の金額）</small>	⑥ 欄には、「分 離短期譲渡」と「分 離長期譲渡」の⑦ の金額のうち一方 が赤字で他方が黒 字であるときは、 その赤字と黒字を 相殺した後の金額 が書いてあります。
総 所 得	円	円	円	円	
所 得					
所 得					
山 林 所 得					
退 職 所 得					

(2) 所得相互間の控除

①のうち、赤字 の金額の合計額	⑥ △	円
--------------------	-----	---

	⑦ ①のうち、黒字の金額	⑧ 差し引かれる⑥の赤字の金額	⑨ 繰越損失控除後の金額(⑦-⑧)	⑩ 欄には、「⑪~⑬」欄 には、「⑭」欄の⑯~ ⑰までの順に充てられ る「⑮」欄の赤字の金 額が書いてあります。
総 所 得	円	円	円	
所 得				
所 得				
山 林 所 得				
退 職 所 得				

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額 <small>（前年から繰り越さ れた雑損失の金額）</small>	⑲ △	円
--	-----	---

	⑳ 繰越損失控除前の所得金額	㉑ 差し引かれる㉒の赤字の金額	㉓ 繰越損失控除後の金額(㉓-㉑)	㉔ 欄には、「㉕」欄の㉖~ ㉗までの順に充てられ る「㉘」欄の赤字の金 額が書いてあります。
総 所 得	円	円	円	
所 得				
所 得				
所 得				
山 林 所 得				
退 職 所 得				

3 総所得金額等の計算

	㉙ 繰越損失控除後の金額 <small>（1又は2による 赤字控除後の金額）</small>	㉚ 特 別 控 除 額	㉛ 所得金額(㉙-㉚)	㉜ 欄には、1の(1)の 「㉝」欄の金額、(2)の 「㉞」欄の金額又は2 の「㉟」欄の金額が書 いてあります。
総 所 得	円		円	
所 得			円	
所 得				
所 得				
山 林 所 得				
退 職 所 得				

( ) 枚のうち( ) 枚目

附表の二

改 正 前

総所得金額等の計算書 （通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦及び⑧の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分

1 純損失の繰越控除

(1) 同一所得内の控除

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

	繰越控除前の 所得金額 ①	繰越純損失額 ② <small>（前年から繰り越 された純損失の 金額）</small>	差 引 計 ③ (A - B)	④ の 金 額 ⑤ <small>（土地等の事業、 雑所得と総所得 相互間及び分離 譲渡所得相互間 の赤字、黒字の 控除後の金額）</small>	⑥ 欄には、「土地 等の事業・雑所得」 と「総所得」の⑦の金 額のうち一方が赤字 で他方が黒字である とき、又は「分離短期 譲渡」と「分離長期譲 渡」の⑧の金額のう ち一方が赤字で他方 が黒字であるときは、 その赤字と黒字を相 殺した後の金額が書 いてあります。
総 所 得	円	円	円	円	
所 得					
所 得					
山 林 所 得					
退 職 所 得					

(2) 所得相互間の控除

①のうち、赤字の 金額の合計額	⑥ △	円
--------------------	-----	---

	⑦ ①のうち、黒字の金額	⑧ 差し引かれる⑥の赤字の金額	⑨ 繰越損失控除後の金額(⑦-⑧)	⑩ 欄には、「⑪~⑬」欄 には、「⑭」欄の⑯~ ⑰までの順に充てられ る「⑮」欄の赤字の金 額が書いてあります。
総 所 得	円	円	円	
所 得				
所 得				
山 林 所 得				
退 職 所 得				

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額 <small>（前年から繰り越さ れた雑損失の金額）</small>	⑲ △	円
--	-----	---

	⑳ 繰越損失控除前の所得金額	㉑ 差し引かれる㉒の赤字の金額	㉓ 繰越損失控除後の金額(㉓-㉑)	㉔ 欄には、「㉕」欄の㉖~ ㉗までの順に充てられ る「㉘」欄の赤字の金 額が書いてあります。
総 所 得	円	円	円	
所 得				
所 得				
所 得				
山 林 所 得				
退 職 所 得				

3 総所得金額等の計算

	㉙ 繰越損失控除後の金額 <small>（1又は2による 赤字控除後の金額）</small>	㉚ 特 別 控 除 額	㉛ 所得金額(㉙-㉚)	㉜ 欄には、1の(1)の「㉝」欄の 金額、(2)の「㉞」欄の金額又は 2の「㉟」欄の金額が書 いてあります。
総 所 得	円		円	
所 得			円	
所 得				
所 得				
山 林 所 得				
退 職 所 得				

( ) 枚のうち( ) 枚目

附表の二

改正後

更正決定等決議書（分離課税の土地等の事業所得・雑所得の税額計算書 / 付表の四）関係

（削除）

改正前

分離課税の土地等の事業所得・雑所得の税額計算書 （通知書の別表の「算出税額」欄の土地等の事業所得又は雑所得に対する税額は、この計算書によって計算してあります。）

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

		④ 前の額	⑤ 後の額	⑥ 増減（△印）差額 （⑤-④）
課税される 所得金額	総所得 ①	円	円	円
	土地等の 事業・ 雑所得			
	短期所有分 ②			
	超短期所有分 ③			
総所得 ① に対する 税額 ④				
短期所有分と 超短期所有分の 税額計算	短期所有分 ② × 40 % ⑤	/		/
	総所得 ① + 短期所有分 ② ⑥			
	⑤ に対する 税額（平均課税を適用する場合 合は下のイの⑦の金額） ⑦			
	（⑦ - ④） × 110 % ⑧			
	短期所有分 ⑧ 欄の税額は ⑤ と ⑧ の ② に対する 税額（いずれか多い方の金額） ⑨	円		円
超短期所有分の 税額計算	超短期所有分 ③ × 50 % ⑩	/		/
	総所得 ① + 短期所有分 ② + 超短期所有分 ③ ⑪			
	⑪ に対する 税額（平均課税を適用する場合 合は下のロの⑬の金額） ⑫			
	（⑫ - ⑦） × 120 % ⑬			
	超短期所有分 ⑬ 欄の税額は ⑩ と ⑬ の ③ に対する 税額（いずれか多い方の金額） ⑭	円		円
土地等の事業・雑所得に対する税額(⑨+⑭) ⑮				

変動所得・臨時所得の平均課税を適用した場合の上の⑦の金額及び⑬の金額の計算

		イ ⑦ の金額の計算	ロ ⑬ の金額の計算
平均課税対象金額 （「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」の⑩の金額） ⑯		円	円
⑥が⑯の金額 を超える場合 （ロの場合は⑯が ⑮の金額を超える 場合）	調整所得金額 ⑯-⑥×⑪（ロの場合は⑯-⑥×⑪） （1,000円未満の端数切捨て） ⑰		
	特別所得金額 ⑥-⑰（ロの場合は⑯-⑰） ⑱		
⑥が⑯の金額 以下の場合 （ロの場合は⑯が ⑮の金額以下の場合）	調整所得金額 ⑥×⑪（ロの場合は⑥×⑪） （1,000円未満の端数切捨て） ⑰		
	特別所得金額 ⑥-⑰（ロの場合は⑯-⑰） ⑱		
調整所得金額 ⑰ に対する 税額 ⑲			
平均税率 $\left(\frac{⑲}{⑰} \times 100\right)$ （小数点以下切捨て） ⑳		%	%
特別所得金額 ⑱ に対する 税額（⑱ × ㉑） ㉒		円	円
税額の合計（⑲ + ㉒） ㉓			

付表の四

（ ）枚のうち（ ）枚目



改正後

更正決定等決議書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書 / 付表の七）関係

純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書  
 （通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額⑳」の金額は、この計算書によって計算してあります。

平成 年分 氏名 殿

		金額		金額		
		円		円		
平成 年分 の 純 損 失 の 金 額	A 総 所 得	変 動 所 得 ①		B 総 所 得	変 動 所 得 ⑥	
		そ の 他 ②		A の う ち 前 年 分 に 繰 り 戻 す 金 額	そ の 他 ⑦	
	純 損 失 の 金 額	所 得 ③		繰 戻 し の 金 額	所 得 ⑧	
		所 得 ④			所 得 ⑨	
		所 得 ⑤			所 得 ⑩	
純 損 失 の 金 額 の 繰 戻 し に よ る 所 得 税 の 還 付 金 額 の 計 算	C 課 税 さ れ る 所 得 金 額	総 所 得 ⑪		繰 戻 し 後 の 課 税 さ れ る 所 得 金 額	E 総 所 得 ⑲	
		所 得 ⑫			所 得 ⑳	
		所 得 ⑬			所 得 ㉑	
		所 得 ⑭			所 得 ㉒	
	D C に 対 す る 税 額	⑪ に対する 税 額 ⑮		繰 戻 し 後 の 税 額	F ⑲ に対する 税 額 ㉓	
		⑫ に対する 税 額 ⑯			⑳ に対する 税 額 ㉔	
		⑬ に対する 税 額 ⑰			㉑ に対する 税 額 ㉕	
		⑭ に対する 税 額 ⑱			㉒ に対する 税 額 ㉖	
		計 ⑲			計 ㉓	
	定 率 減 税 相 当 額 ⑳		繰 戻 し 後 の 税 額	定 率 減 税 相 当 額 ㉔		
⑲ - ㉔ (100円未満の端数は 切り捨ててあります。)	㉑	繰 戻 し 後 の 税 額	⑲ - ㉔ (100円未満の端数は 切り捨ててあります。)	㉑		
源泉徴収税額を差し 引く前の所得税額 (分離課税の土地建物等の譲渡所得等に 対する税額、分離課税の株式等の譲渡所得 等に対する税額及び分離課税の先物取引 の雑所得等に対する税額を除く。)	㉒	繰 戻 し 後 の 税 額	純損失の金額の繰戻し による還付金額 (「㉑-㉓」と㉔のい ずれか少ない方の金額)	㉒		

( ) 枚のうち ( ) 枚目

千円未満の端数は切  
り捨ててあります。

付表の七

改正前

純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書  
 （通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額㉑」の金額は、この計算書によって計算してあります。

平成 年分 氏名 殿

		金額		金額		
		円		円		
平成 年分 の 純 損 失 の 金 額	A 総 所 得	変 動 所 得 ①		B 総 所 得	変 動 所 得 ⑥	
		そ の 他 ②		A の う ち 前 年 分 に 繰 り 戻 す 金 額	そ の 他 ⑦	
	純 損 失 の 金 額	所 得 ③		繰 戻 し の 金 額	所 得 ⑧	
		所 得 ④			所 得 ⑨	
		所 得 ⑤			所 得 ⑩	
純 損 失 の 金 額 の 繰 戻 し に よ る 所 得 税 の 還 付 金 額 の 計 算	C 課 税 さ れ る 所 得 金 額	総 所 得 ⑪		繰 戻 し 後 の 課 税 さ れ る 所 得 金 額	E 総 所 得 ⑲	
		所 得 ⑫			所 得 ⑳	
		所 得 ⑬			所 得 ㉑	
		所 得 ⑭			所 得 ㉒	
	D C に 対 す る 税 額	⑪ に対する 税 額 ⑮		繰 戻 し 後 の 税 額	F ⑲ に対する 税 額 ㉓	
		⑫ に対する 税 額 ⑯			⑳ に対する 税 額 ㉔	
		⑬ に対する 税 額 ⑰			㉑ に対する 税 額 ㉕	
		⑭ に対する 税 額 ⑱			㉒ に対する 税 額 ㉖	
		計 ⑲			計 ㉓	
	定 率 減 税 相 当 額 ⑳		繰 戻 し 後 の 税 額	定 率 減 税 相 当 額 ㉔		
⑲ - ㉔ (100円未満の端数は 切り捨ててあります。)	㉑	繰 戻 し 後 の 税 額	⑲ - ㉔ (100円未満の端数は 切り捨ててあります。)	㉑		
源泉徴収税額を差し 引く前の所得税額 (分離課税の土地建物等の譲渡所得等に 対する税額、分離課税の株式等の譲渡所得 等に対する税額及び分離課税の先物取引 の雑所得等に対する税額を除く。)	㉒	繰 戻 し 後 の 税 額	純損失の金額の繰戻し による還付金額 (「㉑-㉓」と㉔のい ずれか少ない方の金額)	㉒		

( ) 枚のうち ( ) 枚目

千円未満の端数は切  
り捨ててあります。

付表の七

改 正 後

更正決定等決議書（翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書 / 付表の九）関係

翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書 （通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の額⑩」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

総所得	所得	所得	所得
①	②	③	④
円	円	円	円

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

損 失 の 種 類	④前年から繰り越された損失額		⑤本年分の所得から控除される繰越損失額		⑥翌年への繰越損失額 (④ - ⑤)
	円	円	円	円	
その年の三年前（年）分	純所得	被災事業用資産分			/
		変動所得分			
	その他の分				
	所得				
損失	山所	被災事業用資産分			
		林得			
	その他の分				
	(特定)居住用財産分				
雑損失					
その年の二年前（年）分	純所得	被災事業用資産分			/
		変動所得分			
	その他の分				
	所得				
損失	山所	被災事業用資産分			
		林得			
	その他の分				
	(特定)居住用財産分				
雑損失					
その年の前年（年）分	純所得	被災事業用資産分			/
		変動所得分			
	その他の分				
	所得				
損失	山所	被災事業用資産分			
		林得			
	その他の分				
	(特定)居住用財産分				
雑損失					
本年分	純所得	被災事業用資産分			/
		変動所得分			
	その他の分				
	所得				
損失	山所	被災事業用資産分			
		林得			
	その他の分				
	(特定)居住用財産分				
雑損失					

株式等の譲渡所得等 ⑩欄及び⑪欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。 ⑪

先物取引の事業・雑所得 ⑫欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。 ⑫

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	⑬純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります)	⑭(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑮翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(⑬-⑭)
円	円	円	円

( ) 枚のうち ( ) 枚目

付表の九

改 正 前

翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書 （通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の額⑩」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

総所得	所得	所得	所得
①	②	③	④
円	円	円	円

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

損 失 の 種 類	④前年から繰り越された損失額		⑤本年分の所得から控除される繰越損失額		⑥翌年への繰越損失額 (④ - ⑤)
	円	円	円	円	
その年の三年前（年）分	純所得	被災事業用資産分			/
		変動所得分			
	その他の分				
	所得				
損失	山所	被災事業用資産分			
		林得			
	その他の分				
	(特定)居住用財産分				
雑損失					
その年の二年前（年）分	純所得	被災事業用資産分			/
		変動所得分			
	その他の分				
	所得				
損失	山所	被災事業用資産分			
		林得			
	その他の分				
	(特定)居住用財産分				
雑損失					
その年の前年（年）分	純所得	被災事業用資産分			/
		変動所得分			
	その他の分				
	所得				
損失	山所	被災事業用資産分			
		林得			
	その他の分				
	(特定)居住用財産分				
雑損失					
本年分	純所得	被災事業用資産分			/
		変動所得分			
	その他の分				
	所得				
損失	山所	被災事業用資産分			
		林得			
	その他の分				
	(特定)居住用財産分				
雑損失					

株式等の譲渡所得等 ⑩欄及び⑪欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。 ⑪

先物取引の事業・雑所得 ⑫欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。 ⑫

3 居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	⑬純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります)	⑭居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額	⑮翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額(⑬-⑭)
円	円	円	円

( ) 枚のうち ( ) 枚目

付表の九

改正後

改正前

更正決定等決議書（先物取引に係る雑所得等の計算書兼翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書 / 付表の十一）関係

（新設）

先物取引に係る雑所得等の計算書  
兼 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書

通知書の別表の「翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額(⑩)又は分離課税後の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。」

平成 年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 繰越損失控除前の先物取引に係る雑所得等の金額

先物取引に係る雑所得等の金額	①	円
----------------	---	---

2 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額

	前年から繰り越された 先物取引に係る損失の金額 ④	本年分で差し引く 先物取引に係る損失の金額 ⑤	本年分で差し引くことのできなかつた 先物取引に係る損失の金額(④-⑤) ⑥
その前( )年分 ②	円	円	
その前( )年分 ④		円	円
その前( )年分 ⑦		円	円
本年分の先物取引に係る損失の金額 (①が赤字の場合)			⑩ (①の金額) (※)
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 (⑥+⑨+⑩)			⑪

※ ①の赤字の金額が△を付さないで書いてあります。

3 先物取引に係る雑所得等の金額

	繰越損失控除前の金額 (①が黒字の場合) ⑫	本年分で差し引く 損失額 (③+⑤+⑧) ⑬	繰越損失控除後 の所得金額 (⑫-⑬) ⑭	⑭の金額から差し 引かれる繰越雑損失 の金額がある場合に は、付表の二又は付表 の九に繰越雑損失控 除後の所得金額が書 いてあります。
先物取引の雑所得等 の金額	円	円	円	

付表の十一

( ) 枚のうち ( ) 枚目